

住民監査請求の手引

香南市監査委員事務局

Ver. 3

Q 1 住民監査請求は、どのような制度ですか。

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定により、香南市民の方が、監査委員に対し、香南市の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求め、防止・是正等必要な措置を講じるように請求するものです。

この制度は、香南市民の方の請求とこれに基づく監査により、適正な香南市の財政運営を確保し、香南市民全体の利益を擁護することを目的としています。

Q 2 どのような場合に請求できるのですか。

住民監査請求をすることができるのは、次のような財務会計上の行為についてです。

- (1) 違法又は不当な
 - ア 公金の支出
 - イ 財産の取得、管理、処分
 - ウ 契約の締結、履行
 - エ 債務その他の義務の負担

- (2) 違法又は不当に
 - ア 公金の賦課、徴収を怠る事実
 - イ 財産の管理を怠る事実

なお、上記(1)については、行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合は請求することができません。ただし、正当な理由(災害による交通途絶等)があるときは、この限りではありません。

Q 3 監査請求は誰ができるのですか。

監査請求をすることができるのは、香南市内に住所を有する方です。香南市内に所在する法人も監査を請求することができます。

監査請求は、1人でも、また、複数人でも行うことができます。

Q 4 監査請求はどのような方法ですか。

所定の様式（本手引の4ページに掲載）により監査請求書を作成し、事実証明書を添えて監査委員に請求しなければなりません。

事実証明書は、様式の定めがなく任意の様式でよく、証拠力のある書面などのほか、新聞記事の切り抜き等も認められます。

Q 5 「請求の要旨」にはどのようなことを記載すればよいのですか。

監査請求書の「請求の要旨」には、次の項目を記載しなければなりません。

(1) 監査請求の対象

ア だれが（執行機関又は職員）

イ いつ

ウ どのような行為をしたか、又はしようとしているのか。

（「怠る事実」の場合は、何を怠っているのか。）

(2) 違法・不当の理由

ア その行為又は怠る事実は、どのような理由で違法又は不当なのか。

(3) 損害内容

ア その行為又は怠る事実によって、香南市はどのような損害を受けているのか、又は受けるおそれがあるのか。

(4) 求める措置内容

ア その行為を事前に防止するために必要な措置

イ その行為を是正するために必要な措置

ウ 怠る事実を改めるために必要な措置

エ 市の被った損害を補填するために必要な措置

Q 6 執行機関あるいは職員は、どこまで具体的に書けばよいですか。

財務会計上の行為を行った職員の具体的な氏名や役職名まで書く必要はありませんが、少なくとも、香南市の執行機関あるいは職員によって行われたことが請求書から読み取れる内容でなければなりません。

Q 7 監査請求が受理されない場合があるのですか。

監査請求が地方自治法第242条に規定する要件を充たしていない場合は、不適法なものとして請求が却下されます。この場合は監査は行われません。

ただし、補正が可能と判断された場合は、請求内容について補正を求める場合があります。（補正されたと認められる場合は、請求が受理されます。）

請求が適法か否かの審査（「要件審査」といいます。）及び請求を受理するかどうかの決定は、監査委員全員の合議で行われます。

不適法とされる請求は、主に次のような場合です。

- ア 請求期限が1年を経過しており、そのことについて、正当な理由がない。
- イ 事実証明書が添付されていない。書面が添付されていても、事実を証する書面とは認められない。
- ウ 監査請求の対象が財務会計上の行為あるいは怠る事実該当しない。
- エ 香南市に財産的な損害を与える客観的な可能性がない。
- オ 監査請求の対象が個別的、具体的になっていないため、監査すべき対象を特定することができない。
- カ 既に出された監査請求と同一の事案である。

Q 8 監査請求の手続きはどうなっていますか。

請求書を受け付けた後は、要件審査等を経て請求のあった日から60日以内に監査を行い、その結果を通知します。監査結果は、監査委員全員の合議により決定されます。

Q 9 請求書はどこに提出したらいいのですか。

請求書は、直接持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合はご連絡先（電話番号）をご記入願います。

（住所）〒781-5292

香南市野市町西野2706

（担当）香南市監査委員事務局

（電話）0887-57-8514（直通）

（FAX）0887-56-0576（共用）

香南市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員) に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(次の事項について記載してください。)

- ①どの職員による行為であるのか。
- ②どのような財務会計上の行為であるのか。
(財務会計上の行為とは、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のうちのいずれかです。なお、公金の支出から債務その他の義務の負担までについては、正当な理由がない限り1年以上経過している場合には請求することができません。)
- ③その行為は、どのような理由で違法又は不当であるのか。
- ④その行為によって、香南市はどのような損害を受けているか、又は受けるおそれがあるのか。
- ⑤どのような措置(当該行為の防止・是正、怠る事実の改め、香南市の被った損害の補填など・・・)を請求するのか。

2 請求者

(複数人で請求する場合は、請求者欄に請求人の住所、氏名を連記してください。)

住 所

氏 名 (自署)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

香南市監査委員 (あて)